

介護福祉士を目指す方を応援します!

《介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の内容》

貸付額

20万円以内

【実務者研修受講中に1回】

※申請にあたり連帯保証人が1名必要です。

貸付対象となる経費

実務者研修の受講料、教材費、参考図書、学用品、交通費、受験対策講座の受講料、国家試験の手数料 など…

貸付対象

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- ② 実務者研修施設を卒業(終了)した日または業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得・登録し、千葉県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する方
- ③ 他の都道府県で本資金を借り受けていない方

※教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している方は対象となりません。

返還免除の要件

- ① 実務者研修を終了した日から1年以内に※
- ② 千葉県内において
- ③ 介護福祉士の資格を取得し
- ④ 介護の業務に以後2年間以上
従事した場合

※実務経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。
※介護福祉士の試験は3回まで受験できます。

貸付金の全額が返還免除されます。

※介護福祉士未登録、介護職を離職し他産業へ転職または県外への転職の場合は貸付金を返還していただきます。



受講する介護福祉士実務者研修施設を通じて申し込みしていただきます。
(実務者研修施設の推薦が必要です。)

詳しくは、受講を予定している介護福祉士実務者研修施設にご相談してください。

お問合せ先
申込先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 TEL043-244-2945

千葉県福祉人材センターホームページ <http://www.chibakenshakyō.net/>